日本航空グループに対する立入検査の実施結果について

1.概要

平成 17 年 3 月 17 日付けで、㈱日本航空インターナショナルに対して「航空輸送の安全確保に関する事業改善命令」及び㈱日本航空ジャパンに対して「警告書」を発出したところ、当該事業者から平成 17 年 4 月 14 日付けで「社員に対する安全意識の再徹底」、「安全に係る手順、マニュアルの見直し」、「安全組織体制の見直し」等の改善措置の実施について報告がなされた。

その後、4 月から 12 月まで当該措置の実施状況を含む当該事業者の安全運航への取り組みを確認するため立入検査を継続的に実施してきたが、その結果をとりまとめ報告する。

2.実施体制

立入検査は、平成 17 年 4 月 20 日から 12 月 9 日の間、延べ 26 日、計 7 箇所、計 12 便に対する立入検査を検査担当人員延べ 163 人日により実施した。

検査対象としては、本社、運航本部、客室本部、整備本部及び国内主要基地(羽田、成田、千歳、関空、伊丹)を対象として実施した。また、現場の業務実態をより適確に把握するため、事前通告なしに行う検査(抜打ち立入検査)を運航便(12便)及び整備基地(4回)に対し実施した。(別紙)

3.立入検査により確認した事項

立入検査においては、当該事業者から報告のあった改善措置の実施状況について確認した。改善措置の各項目ごとの確認事項は以下の通り。

(1)従業員に対する安全意識の再徹底

社長以下役員が現場に赴き安全啓発を行う「緊急安全ミーティング」が 4~5月に本社、運航本部、客室本部、整備本部、国内外支店及びグループ会社等で実施された。同様の活動は6月以降も「安全ミーティング」として役員が赴き現場作業者と双方向のコミュニケーションが行われている。また、管理職従業員への安全啓発を目的とした「安全啓発会議」が4月から5月にかけて実施された。

安全啓発活動の実施状況

緊急安全ミーティング:4~5月に220回開催(参加者5,530名)

安全啓発会議 : 4~5月に618回開催(参加管理職3,274名)

安全ミーティング : 6月以降実施中

11 月末現在、101 回開催 (参加者 1,283 名)

(2)法令・規程類の再教育

関係各本部で4月以降、運航乗務員、客室乗務員及び整備士を対象として航空法、 運航規程等及び付随する社内規定の重要項目について再教育が行われた。さらに、 客室本部では追加措置として、客室乗務員に対し年1回3時間の定期安全教育を9 月から実施している。

再教育の実施状況

運航部門:受講者3,152名(対象者全員)

客室部門:受講者 6,819 名(対象者全員)

整備部門:受講者6,580名(対象者全員)

客室乗務員に対する定期安全教育: 11 月末現在、180 回実施(受講者2,460名)

(3)一斉安全総点検

3月28日~4月15日の期間に実施された「一斉安全総点検」の実施状況については既に5月13日に報告を受けている。さらに、計画の都合上この期間内に完了できなかった運航乗務員、先任客室乗務員等に対する業務点検の実施状況、補給管理対象部品の装備点検の実施状況を確認した。

業務点検の実施状況

運航乗務員 2,777 名(対象者全員)

- ・管制交信の確実な実施を含むマニュアル等の遵守状況を点検
- ・管制指示内容の一部を省略して復唱の交信を行う事例等の一部の不備事例 に対しては指導層乗員からその場で指導を実施

先任客室乗務員 1,417 名(対象者全員)及び同乗客室乗務員

- ・ドア操作手順を含むマニュアル等の遵守状況を点検
- ・ドアモード変更確認時の指さし、声だしが不十分な事例等の一部の不備事 例に対しては指導層乗員からその場で指導を実施

整備部門においては 11 月末現在、各部門の品質管理責任者等による点検(品質パトロール)等を 2,254 回実施

・部品交換時の作業手順の徹底が不十分な事例等の一部の不備事例に対して は直ちに改善措置を実施

(4)マニュアルの見直しと遵守の徹底

運航、客室、整備等の全現業部門において現場の意見を収集するとともに、他社マニュアルとの比較調査等によりマニュアルの不具合点の洗い出しが行われ、これらの改善のためのマニュアル改訂等が行われた。また、運航乗務員、客室乗務員、整備士のそれぞれに対して、手順の周知徹底及びマニュアル遵守の徹底に関するグループ教育が実施され、それぞれの職種の指導層による業務点検が実施された。

マニュアルの見直し状況

運航乗務員関係: 改善件数42件

- ・オペレーションズ・マニュアル、航空機運用規程等を対象として見直し
- ・マニュアル改訂時の補足説明を充実させ、改訂趣旨の理解を促進
- ・飛行場、気象情報、運航方式等に係る定義の明確化及び用語の統一化
- ・離陸のために滑走路に進入する際の客室準備完了の確認を明確化
- ・イントラネットによるマニュアルの電子閲覧を拡大し、マニュアル利用者が 常に最新版を参照、かつ、必要項目の容易な検索を可能にする改善等

客室乗務員関係:改善件数26件

- ・客室安全業務マニュアルを対象として見直し
- ・プリフライト・チェック手順、イレギュラー報告等の基準の明確化
- ・セーフティ・インストラクションに関する記述の明確化
- ・機内持込手荷物の収納状況確認に関する記述の明確化等

整備関係:改善件数400件

- ・航空機整備マニュアル、航空機部品リスト、技術管理規定等を対象として 見直し
- ・航空機整備マニュアル(英文)の長文・難解な部分の和文化
- ・技術管理規定の記載方法の統一化及び記載内容の明確化
- ・整備作業シートの見易さの改善
- ・航空機整備マニュアル等の電子マニュアルの検索機能の充実、閲覧環境の 改善(コンピュータの増設)等のインフラの整備。
- ・電子マニュアルの使用方法に関する教育の実施等

(5)安全組織体制の見直し

日常運航に係る安全情報をオペレーション・コントロール・センター等から入手 し、迅速に社長に報告及び助言を行うことを目的として社長直属の「安全補佐」及 び社長はじめ各本部役員をメンバーとする「安全対策本部会」が設置され、日常運 航に係る重要情報を経営レベルで共有化し、機動的に対応策の決定を行う体制がとられている。

また、安全推進活動の一体化のため、日本航空の安全推進委員会、日本航空インターナショナル及び日本航空ジャパンの総合安全推進委員会等を一体化して「JALグループ総合安全推進委員会」を設置するとともに、運航本部内の運航安全推進組織の一体化及び増員、整備本部内の部品事業部の組織体制強化等、部門安全組織の体制強化を行っている。

安全補佐等の活動状況

安全補佐:4月に3名の安全補佐が発令され、安全補佐は日常運航のイレギュラー情報を社長等に迅速に報告するとともに経営サイドの指示を受けている。

報告件数:11月末現在、198件

安全対策本部会:11月末現在、31回開催

安全上のトラブルの要因、背景分析及び再発防止策の検討等を行い、安全問題 への経営サイドからの指示の適確化、迅速化の向上に努めている。

(6) 各トラブルに対する再発防止策の実施状況

改善措置報告に含まれていた各トラブル対策及びその後発生しているトラブル についての再発防止策の実施状況を確認した。その再発防止策として、各トラブル 事例の社内周知、また、原因分析及び必要となった社内手順・規定の変更及びその 周知徹底等が適切に行われていることを確認した。

また、機材不具合については、一斉点検の実施、点検項目の追加、点検間隔の短縮、改良型への変更等を行う等、不具合再発防止策がとられていることを確認した。

4 . 結 果

以上のように、日本航空グループから報告のあった改善措置の実施状況について 立入検査により確認したところ、当初計画に沿って実施されているものと認められ た。これら一連の措置を通して、当該事業者の安全運航に取り組む姿勢には改善が 見られている。

しかしながら、来年秋には㈱日本航空インターナショナル及び㈱日本航空ジャパンの完全統合が計画されていることもあり、今後安全意識の徹底が真に全社的に浸透したものになるか、また、今般見直した安全管理体制の下で経営トップと現場との意思疎通が定着するのかなどについて、今回の立入検査の結果を踏まえつつ、引き続き十分な監視及び必要な指導を行っていくこととする。

以上

実施体制

日程	検査場所	担当検査官
平成17年4月20日	天王洲及び羽田	12名
4月21日	羽田	13名
4月22日	成田	10名
5月18日	羽田	6名
5月19日	羽田	6名
5月23日	成田	6 名
5月24日	千歳	3名
5月25日	関西	4名
5月27日	伊丹	4名
5月30日	運航便2便(抜打ち運航検剤	査) 2名
5月31日	運航便2便(抜打ち客室検剤	査) 2名
	羽田 (抜打ち整備検)	査) 2名
6月 1日	中部 (抜打ち整備検)	査) 2名
6月 2日	運航便2便(抜打ち客室検3	査) 2名
6月 3日	運航便2便(抜打ち運航検剤	査) 2名
6月21日	運航便2便(抜打ち客室検査	查) 2名
6月22日	運航便2便(抜打ち運航検剤	查) 2名
	羽田 (抜打ち整備検)	查) 2名
7月25日	羽田	11名
7月26日	羽田、成田	11名
7月27日	天王洲	11名
10月12日	天王洲及び羽田	9名
10月13日	羽田	10名
10月14日	羽田及び成田	9名
12月 5日	成田 (抜打ち整備検)	查) 2名
12月 7日	羽田	8 名
12月8日	天王洲	8 名
12月 9日	羽田	2名
延べ26日、計7箇所、	計12便、検査担当人員は延々	ベ163人日

抜打ち検査は以下のとおり実施

運航検査:管制機関との確実な交信、乗員間の相互確認、客室からの連絡受領等の業務の 実施状況を確認

客室検査:ドアモード変更の確認、先任客室乗務員への報告、先任客室乗務員から機長への報告、ギャレー用品・カートの確実な収納及び固定、座席下の手荷物収容に対する注意喚起、着席中の乗客に対するシートベルト着用の要請、ライフベスト等の飛行前点検、セキュリティチェックの確実な実施等の業務の実施状況を確認

整備基地検査:マニュアル管理、連絡体制の整備、部品誤使用の再発防止策等の実施状況 を確認